

Dataline

A look at current financial reporting issues

No. 2011-23
June 9, 2011

公正価値測定

FASBとIASBが共同プロジェクトを完了

概要

要点

- 2011年5月、米国財務会計基準審議会 (FASB) と国際会計基準審議会 (IASB) は公正価値測定の共同プロジェクトを完了し、それぞれの最終基準を公表しました。
- この共同プロジェクトは、FASBとIASBの間の覚書 (MoU) の一部でした。このプロジェクトの目的は、両審議会が公表する公正価値の測定および開示に関するガイダンスの内容を可能な限りそろえることにありました。これらの最終基準の公表により、公正価値の測定および開示に関するグローバルなガイダンスがもたらされ、米国会計基準 (US GAAP) と国際財務報告基準 (IFRS) の差異が最小限に抑えられることになります。
- 米国における最終基準の変更の多くは現行のガイダンスを明確化するものです。しかしながら、評価の前提およびプレミアムとディスカウントの適用の変更、ならびに新しい開示要求などのいくつかの変更は実務に重要な影響を与える可能性があります。
- この米国のガイダンスは、2011年12月15日より後に開始する中間期間および事業年度に発効します。US GAAPを適用している非公開企業に対しては、この最終基準は2011年12月15日より後に開始する事業年度に発効します。IASBの基準は、2013年1月1日以後最初に開始する事業年度に発効します。適用初年度より後は、測定原則と特定の開示事項は中間期間および事業年度に適用します。

主な内容

.1 2008年以降、US GAAPに従って報告する企業は、公正価値測定の会計処理にあたりFASBの会計基準コード化体系 (ASC) 820「公正価値の測定および開示」のガイダンスの適用が要求されてきました。2009年5月、IASBは公正価値の測定および開示に関する公開草案を公表し、US GAAPと類似のガイダンスを提案しました。IFRSとUS GAAPの間には潜在的な差異があるため、2009年10月、FASBとIASBの両審議会は、コンバージェンスされた基準の公表を目標に差異を調整する共同プロジェクトに合意しました。この共同プロジェクトは、両審議会間の覚書 (MoU) の一部でした。

目次 :

概要	1
要点	1
主な内容	1
主な規定	2
US GAAP の主要な変更	2
その他の新しいガイダンス または明確化された ガイダンス	7
発効日と経過措置	8
US GAAP と IFRS の差異 ...	8
初日の損益	8
特定の投資の 公正価値測定	9
特定の開示事項	9
次のステップ	9
質問	9



.2 2011年5月12日、FASBは[会計基準アップデート\(ASU\)No.2011-04](#)「公正価値測定 (Topic 820) : 米国会計基準と国際財務報告基準における公正価値の測定および開示に関する規定を共通化するための改訂」(以下、「当ASU」という)を公表し、IASBは[IFRS第13号](#)「公正価値測定」を公表しました(以下、これら2つを合わせて“新ガイダンス”という)。この新ガイダンスはUS GAAPを改訂するものであり、またIFRSでは新しい基準となります。

.3 両審議会は、原則(公正価値の定義および市場参加者の概念など)およびその他の特定のガイダンス(あるリスクを相殺しているポートフォリオで保有する金融商品の測定における例外など)ならびにほとんどの開示規定を含めて、公正価値測定ガイダンスの多くの側面をコンバージェンスしました。一部のASUの修正により、実務が大幅に変更されることになるでしょう。それらの変更には、最有効使用の評価の前提をいつ、どのように適用するか、プレミアムとディスカウントの適用ならびに新しい開示規定などが含まれます。両審議会はこのプロジェクトのほとんどの側面について整合を図りましたが、いくつかの差異は解決されませんでした。それらの差異には、公正価値と取引価格が一致しないことにより発生する取引開始時の損益(初日の損益)の認識および純資産価格(NAV)を報告する特定の投資の評価ならびに特定の開示要求が含まれます。

.4 当Datelineでは、US GAAPの主要な変更点に加え、ASUに含まれるその他の注意すべき明確化されたガイダンスについても説明しています。また、US GAAPとIFRSの間に残されている主要な差異についても解説しています。

PwCの見解:

公正価値測定プロジェクトのある側面が未解決のままとなっています。両審議会は、当初、観察不能な(レベル3)公正価値測定に関する測定の不確実性分析の開示を提案していました。関係者は、コストと便益に関する懸念、および開示案によるとしても有益な情報は提供されないだろうという見解を理由として、両審議会に開示案の明確化および(または)再考をするよう提案しました。その結果、両審議会は、提案された測定の不確実性分析の開示については、このプロジェクトにおける別のフェーズにおいて取り扱うことを決定しました。その代わりに、測定の不確実性分析の開示に含まれる問題が解決されるまでは、すべてのレベル3の公正価値測定に関し、観察不能なインプットに関する定量的開示、および経常的なレベル3の公正価値測定に固有の感応度についての定性的開示が要求されることになります。開示案と同様に、レベル3に関する定量的および定性的な新開示規定のための準備には、多大な労力を伴う可能性があります。両審議会が測定の不確実性分析の開示を再検討する時期については、現時点では明確にされていません。

主な規定

.5 下記の主な規定は、US GAAPとIFRSの間で首尾一貫しているものです。

US GAAPの主要な変更

「最有効使用」と「評価の前提」

.6 現行のUS GAAPでは、資産の最有効使用を決定するための評価の前提には2つのアプローチ、すなわち「使用(in-use)」と「交換(in-exchange)」のアプローチが組み込まれています。「使用」は、主に資産を他の資産と共に使用することにより市場参加者に最大の価値を提供する資産の評価の前提です。「交換」は、主に資産を単独で使用することにより市場参加者に最大の価値を提供する資産の評価の前提です。

両審議会は「使用」と「交換」の用語を削除し、その代わりとして、評価の前提の目的を説明しています。

.7 新ガイダンスでは、非金融資産の公正価値を測定する場合にのみ、評価の前提と最有効使用の概念は関連します(したがって、以降のパラグラフで説明する限定的な状況を除き、金融資産および負債には適用されません)。これは、現在、資産に関する評価の前提および最有効使用の適用に関して一般的なガイダンスを提供しているが、すべての資産に対する適用を規定しているASC 820が、状況に応じて大幅に修正されることを意味します。そのため、(以降のパラグラフ11で説明する、ポートフォリオに関する例外規定に基づく場合を除き、)公正価値を決定する目的で金融商品をグルーピングすることは禁止されません。金融商品の公正価値は、その他のガイダンスで規定しているとおり、会計単位レベルで測定しなければなりません。

.8 非金融資産に関して、評価の前提の目的は、非金融資産の最有効使用は、資産グループまたは資産グループと負債との組み合わせによる使用(従来の「使用」)あるいは単独の使用(従来の「交換」)のいずれかによって価値が最大化する可能性があるというように示されています。資産あるいは負債のグルーピングの例は事業であるかもしれません。補完的な資産に関連する負債には、運転資本の調達に必要な負債を含んでいる可能性があります。しかし、当該資産グループに属さない資産の調達に使用された負債を評価において含めることはできません。

.9 両審議会は、金融資産には代替的な使用方法がないこと、金融資産の処分におけるさまざまな方法の選択(一つのグループとして等)は企業固有の意思決定であること、そもそも最有効使用の概念は土地のような非金融資産を評価するために開発されたことなどに基つき、最有効使用の評価の前提の使用を制限することを決定しました。そのため、この新ガイダンスでは、個別の金融資産(大量保有されている特定の資本性証券など)を有価証券のプールあるいは大量保有のポジションとして集約して評価することは容認されなくなります。むしろ、測定は、他のガイダンスで定義されている会計単位と首尾一貫して、個別の有価証券の価値に基づいて行われます。これは、たとえ資産のグルーピングにより金融資産の処分の効率性や経済性が最も高くなる可能性があり、またそのようなグルーピングが以前の商慣行および経営者の意図と首尾一貫する可能性がある場合であってもあてはまりません。

PwCの見解:

現行の「使用」法は、大量保有株式のような、比較的同質な資産プールで取引される金融商品に広く適用されています。金融商品に対する使用法の適用の廃止は、プライベート・エクイティ投資会社のような事業体が保有している金融資産を評価する方法に重要な影響を与え、結果としてその評価が事業や市場の慣行に基づく期待値と首尾一貫しなくなる可能性があります。しかしながら、パラグラフ11で後述するように、類似するリスクを有する金融商品のグループまたはポートフォリオを評価する場合には、企業はこの原則に対する例外を利用できる場合もあります。

金融商品のポートフォリオの測定

.10 この新ガイダンスでは、企業が金融商品グループ(ポートフォリオ)内の市場リスクおよび(または)取引の相手方の信用リスクのエクスポージャーを純額で管理している場合について、評価の前提の例外を認めています。この例外規定の適用範囲には、純額で管理されている金融商品の定義を満たすデリバティブのポートフォリオが含まれます。この例外では、金融資産および金融負債の公正価値をポートフォリオ内の金融商品の個々の価値ではなく、ポートフォリオの純額ポジション(すなわち、特定の市場リスクまたは信用リスクのエクスポージャーの純額ロング・ポジションの売却または純額ショート・ポジションの移転によって受け取られるであろう価格)で測定することを容認しています。これは、ポートフォリオ内の個々の会計単位を単体で(すなわち、総額ベースで)測定することを要求している新ガイダンスに基づく金融資産および

金融負債の測定方法の例外規定にあたります。

.11 市場リスクまたは信用リスクのいずれかに関連する例外規定の適用が適格とされるためには、報告企業は以下の要件を満たさなければなりません。

- 報告企業の文書化されたリスクマネジメントまたは投資戦略の方針に従って、特定の市場リスクまたは取引の相手方の信用リスクに対する純額エクスポージャーをベースに、金融資産および金融負債のグループが管理されていること。市場リスクは、金利リスクまたは為替リスクあるいはその他の価格リスク（たとえば市場価格リスク）を参照している。
- 金融資産および金融負債のグループについて、経営者に対する報告が純額でなされている。
- 金融資産および金融負債を各報告日に貸借対照表で公正価値で測定することが要求される、あるいは、測定することを選択している。

.12 報告企業は、例外を用いるための会計方針を決定し、ポートフォリオの期間ごとに首尾一貫して適用しなければなりません。

市場リスクの相殺

.13 新ガイダンスは、上記のパラグラフ11および12で示された要件を満たすことに加え、相殺される市場リスクが実質的に同じであることを要求しています。企業は、ASC 820のビッド/アスク・スプレッドのガイダンスを純額ポジションに適用しなければなりません（すなわち、企業は、これらの市場リスクに対する企業の純額エクスポージャーの公正価値を最も表すビッド/アスク・スプレッド間の価格を適用しなければなりません）。その後、状況に合わせた合理的かつ首尾一貫した方法を用いて個々の公正価値を決定するため、純額ポジションに対する調整額をポートフォリオの純額ポジション間で配分する必要があります。

PwCの見解:

市場リスクの相殺に関する例外規定の適用は、内容や期間が実質的に同じであるこれらのリスクに限定されていることに注意が必要です。このため、金利リスクと為替リスクあるいはその他の価格リスクを相殺させることによって、このガイダンスの適用を行うことは適切ではありません。しかしながら、公正価値測定においてベース・リスクを考慮している場合には、当該例外規定をベース・リスクに適用することができます。結果として、企業が例外規定の適用要件を満たしており、純額ベースで関連リスクを管理している場合（たとえば、ロンドン銀行間取引金利（LIBOR）と国債利率など）には、異なる金利ベースを持つ金融商品を相殺することが適切でしょう。

信用リスクの相殺

.14 企業が信用リスクに関する例外規定を適用するためには、上記の11および12で示した要件を満たすことに加え、デフォルト時に信用リスクのエクスポージャーを軽減するための契約が法的に強制可能か否か（たとえば、マスター・ネットリング契約などにより）に関する市場参加者の予測を考慮しなければなりません。マスター・ネットリング契約の範囲内の金融資産および金融負債のポートフォリオに関しては、信用リスク調整額は、金融資産および金融負債のそれぞれに対してではなく、取引の相手方への純額エクスポージャーに対して適用されることになるでしょう。この調整額は、純資産ポジションの場合には取引の相手方の信用リスク、または負債ポジションの場合には報告企業自身の信用リスクを基礎に、純額ポジションに対して適用されます。

大量保有要因およびその他のプレミアムとディスカウント

.15 大量保有要因とは、有価証券の価値の測定において、大量の有価証券を一度に売却することのその価値に与える影響を反映させるために適用されるディスカウントです。ASC 820は、現在、活発な市場における相場価格がある金融商品の公正価値の測定(すなわち、レベル1の公正価値測定)における大量保有要因の適用を禁止していますが、その一方で、レベル2およびレベル3の公正価値測定に関する大量保有要因の適用を禁止していません。

.16 この新ガイダンスは、公正価値測定における大量保有要因およびその他のプレミアムまたはディスカウントの適用を明確化することを意図しています。ASU 820は、企業の資産または負債の保有量に関連する調整を表すプレミアムまたはディスカウント(特に、大量保有要因)は容認されない旨を明記しています。保有量に関連するディスカウントは適切ではない可能性があります。資産のその他の属性、例えば特定の有価証券に関する流動性の欠如などに関連するディスカウントは公正価値測定において適切なものとなります。そのため、その他のガイダンスで規定される会計単位レベルにおいて、市場参加者が資産または負債の価格算定を行う場合にプレミアムまたはディスカウントを考慮する場合は、レベル1の測定ではない公正価値測定においてプレミアムまたはディスカウントを考慮することができます。公正価値ヒエラルキーのレベル1に属するとみなされる資産または負債に対するインプットの調整は、引き続き禁止(すなわち、公正価値測定がレベル1の場合には、公正価値は価格に保有量を乗じて測定しなければならず、調整は行われぬ)されます。

.17 このため、新ガイダンスでは、大量保有要因は企業固有の意思決定(すなわち、公正価値測定の一部を形成しない)で発生するものであるとして、公正価値ヒエラルキーのすべてのレベルにおいて大量保有要因の使用を禁止しています。しかしながら、公正価値ヒエラルキーのレベル2およびレベル3においては支配プレミアムまたは集中プレミアムの考慮が容認される可能性があります。支配プレミアムは、公正価値測定に対する調整が、保有するすべての原証券の特性を示していることを基礎として、支配持分に適用されます。このガイダンスでは、報告企業は、市場参加者は自己の経済的利益を最大化するために行動すると仮定しなければなりません。このため、支配持分を示す個々の保有証券の公正価値の決定においては、市場参加者は支配持分に起因する追加的な便益を得るためにプレミアムを支払うものと考えてのが適切でしょう。企業結合またはのれんの減損テストに関連して公正価値が適用される報告単位に関しては、引き続き、プレミアムまたはディスカウントを含めることが適切でしょう。

PwCの見解:

プレミアムとディスカウントに関するこの新ガイダンスにより、プライベート・エクイティや投資会社が大量保有する有価証券にかかる現行実務に変更が必要になるかもしれません。そのような状況において、大量の有価証券が割引購入された場合、保有株式数に応じて大量保有要因の適用が容認されることにはならないため、利得が即時認識される可能性があります。反対に、大量の有価証券をプレミアム購入した結果、企業が当該有価証券によって支配持分を獲得した場合には、損失が即時認識されることはないと考えられます。

開示規定

.18 この新ガイダンスには、いくつかの新しい開示規定および改訂された開示規定が含まれます。両審議会は、開示案の一部について明確化を行いつつ、そのほとんどを維持することを決定しました。しかしながら、測定の不確実性の開示に関する提案については、このプロジェクトの別のフェーズで審議するとして延期されました。また、レベル3の公正価値測定に関しては特定の追加的な開示が要求されます。以下では、この新しい開示規定について説明します。

.19 すべてのレベル3の公正価値測定については、用いられた重大な観察不能なインプットに関する定量的情報および用いられた評価管理プロセスの説明が要求されます。さらに、経常的なレベル3の公正価値測定の感応度に関する定性的説明も要求されます。これらの開示は、観察不能なインプットから合理的に代替できた可能性のあるその他のインプットへの変更により測定に重大な差異が生じる場合に、レベル3の公正価値測定に与える影響を開示するよう要求していた、当初提案の測定の不確実性分析に関する開示案に代替するものです。

.20 この新ガイダンスは、米国の公開企業およびIFRSに準拠するすべての企業に対し、レベル1とレベル2との間の公正価値測定の振替についてその理由とともに総額ベースで開示することを要求しています。このような振替に関する開示規定は、重要な振替に焦点を当てたUS GAAPの現行の規定よりも広範なものであり、実務上の適用がより難しくなる可能性があります。

.21 また、この新ガイダンスには、非金融資産の最有効使用についての開示規定が含まれています。非金融資産の最有効使用が企業における現在の使用方法と異なる場合、企業は、資産が最有効使用と異なる方法で使用されている理由を開示することが要求されます。これは、非金融資産が貸借対照表において公正価値で計上されている場合（および公開企業が非金融資産を公正価値で開示のみ行っている場合）に要求されます。たとえば、非金融資産が企業結合で取得され、最有効使用に基づく公正価値で計上されているが、取得企業が当該資産を使用している方法とは異なる場合には、その旨と理由を開示する必要があります。

.22 さらに、この新ガイダンスには、すべての公正価値測定（それらが貸借対照表で認識される公正価値測定であるか、あるいは公開企業におけるASC 825に準拠した開示のみであるかにかかわらず）を公正価値ヒエラルキーに分類し、その分類について開示を求める規定も含まれています。結果として、公開企業は、現在公正価値で計上されていない資産および負債の公正価値ヒエラルキーのレベルを決定することが要求されます（貸借対照表において償却原価で計上されている長期借入金の公正価値の開示など）。

非公開企業の開示に関する例外

.23 これまで非公開企業に関して公正価値測定の原則の例外はありませんでした。しかしながら、FASBは非公開企業に対して以下の開示を要求しないことを決定しました。

- 貸借対照表において公正価値を測定基準とせずに開示のみを行っている場合に、公正価値測定にかかる上記の開示のすべて
- 公正価値ヒエラルキーのレベル1とレベル2の間の公正価値測定の振替
- 経常的なレベル3の公正価値測定の感応度に関する定性的記述

その他の新しいガイダンスまたは明確化されたガイダンス

主要な(または最も有利な)市場

.24 この新ガイダンスは、主要な市場とは、「資産または負債に関する」取引量および活動水準が最大の市場である、と明示しています。これは、現在、主要な市場とは「報告企業が取引を行う」資産または負債に関して最大の取引量および取引水準を持つ市場である、としている現行のUS GAAPからの変更を意味します。一方、この新ガイダンスは、主要な市場とは、反証が無い限り、報告企業が通常取引を行う市場と推定されることも明確にしています。報告企業は、資産または負債についてより活発に取引されている可能性のあるその他の市場を網羅的に探す必要はありません。報告企業が取引を行う市場よりも資産または負債がより活発に取引されている別の市場が存在することが明らかな場合を除き、実務上の変更はないでしょう。

.25 この新ガイダンスは、主要な市場の明確化に加えて、資産または負債に関して主要な市場がない場合には、報告企業は、取引コストおよび輸送コストの両方を考慮しながら、最も有利な市場を決定しなければならないとしています。さらに、公正価値測定には、特にその他のUS GAAPで要求される場合を除き、引き続き輸送コストを含めますが取引コストは含めません。これは、現在US GAAPで適用している方法と異なるものではありません。

(注:原文英語にパラグラフ26がないため、本訳文でも欠番としています)

負債への適用

.27 この新ガイダンスにより、負債の公正価値測定のガイダンスに関連する2つの明確化がもたらされました。1つ目は、負債の公正価値は債務の履行を要求することに関連しているため、評価においては負債の譲渡制限を考慮しないことを求めるものです。これは、譲渡制限がその商品価値に影響を及ぼす資産の場合とは異なります。両審議会は、ほぼすべての負債には譲渡制限が含まれていると判断しました。ゆえに、負債の譲渡制限の効果はすべての負債について首尾一貫したものであり、したがって、そのような制限は評価におけるその他のインプットに本質的に含まれることになります。これは、仮定された譲渡取引を基礎とする負債評価に関する現行の実務と首尾一貫するものです。

.28 2つ目は、負債のインカム・アプローチに関する明確化です。現在価値技法を用いて負債の公正価値を測定する場合、現行のUS GAAPは、市場参加者がその債務の引き受けについて要求するであろう報酬を考慮することを報告企業に要求しています。この新ガイダンスは、市場参加者が債務の引き受けについて要求するであろう報酬には、市場参加者が(1)活動の引受けおよび(2)債務に関連するリスクの引き受けについて要求するであろうリターンを考慮するとしています。「活動の引受け」に対するリターンとは、他の目的のために使用できたであろう資源の使用等の、債務の履行の価値を表します。一方、「リスクの引き受け」に対するリターンは、キャッシュ・フローが最終的に予測とは異なる可能性についてのリスクに関連する価値を表します。現行のUS GAAPは、報告企業に対して公正価値測定に市場参加者の仮定を含めることを要求しているため(負債の引き受けに対する報酬を考慮することを含む)、この明確化によって(ガイダンスがより明確になったものの)実務に大幅な変更が生じることはないでしょう。

株主資本に分類される金融商品

.29 現在、ASC 820には株主資本に分類される金融商品の公正価値を測定する方法に関するガイダンスは含まれていませんが、それらの公正価値の測定にあたってはASC 820の原則を適用しなければなりません。これに該当する例としては、資本持分が企業結合の対価として発行される場合があります。この新ガイダンスでは、株主資本に分類される金融商品の評価モデルは、負債の公正価値測定にかかる規定と首尾一貫しています。そして、企業は、当該金融商品を資産として保有している市場参加者の観点から、保

有する資本性金融商品の公正価値を測定しなければならぬと明記しています。また負債への適用と同様に、資本性金融商品がその他の第三者に資産として保有されていない場合、企業は市場参加者の仮定に基づく評価技法を使用しなければなりません。この新ガイダンスによりUS GAAPに基づく実務が変更されることはないでしょう。しかしながら、これまで資本性金融商品の評価に別の方法を用いていた企業は実務の変更直面する可能性があります。

発効日と経過措置

.30 このASUは、公開企業に対して2011年12月15日より後に開始する中間期間および事業年度に発効し、早期適用は認められません。また非公開企業においては、この新ガイダンスを2011年12月15日より後に開始する事業年度から適用しなければなりません。2011年12月15日より後に開始する中間期間への適用開始時期は選択できます。IFRS第13号は、2013年1月1日以後開始する事業年度に発効し、早期適用も認められます。この新ガイダンスは将来に向けた適用を要求しています。

.31 適用は将来に向かって行なわれるため、この新ガイダンスの適用に起因する公正価値測定の変更は適用初年度の損益計算書を通じて見積りの変更として計上されなければなりません。しかし、初度適用を行う期間においては、報告企業はこの新ガイダンスの適用に起因して適用する評価技法および関連するインプットに変更がある場合にその変更を開示し、実務上可能な場合には全体的な影響を定量化しなければなりません。

US GAAPとIFRSの差異

.32 この共同プロジェクトを進める動機となったのは、US GAAPとIFRSの間の公正価値の測定および開示に関するガイダンスのコンバージェンスでした。公正価値の使用が要求または容認される場合、資産および負債の公正価値の測定および開示に関し、この新ガイダンスに基づいて高度なコンバージェンスが達成されなければなりません。しかし、US GAAPとIFRSにおける公正価値の測定および開示に関するガイダンスの間には、以下に示すようないくつかの主要な差異が存続します。

初日の損益

.33 ASC 820の公表により、初日の損益の会計処理に関してUS GAAPとIFRSとの間に差異が生じる結果となりました。ASC 820では、インプットが観察不能な場合でも損益の即時認識が要求されます。ASC 820は、公正価値の決定が観察可能な市場データに基づかないインプットに大きく依存している場合の取引価格と公正価値の間の差異にかかる未実現損益の即時認識禁止した、過去のガイダンスを無効にしました。さらに、このASUは、修正後のASC 820-10-30-6に以下の内容を追加することによって当該ガイダンスを強固なものとしています。

「その他のトピックが報告企業に資産および負債を公正価値で当初測定することを要求または容認しており、取引価格と公正価値が相違する場合には、その他のトピックで別段の規定がない限り、報告企業はその結果生じる利得または損失を収益に認識しなければならない。」

.34 IFRS第13号にも類似の表現が含まれますが、一部のIFRSには、公正価値測定が観察不能なインプットに基づいている場合に初日の損益の認識を禁止するガイダンスが含まれています。そのようなガイダンスが含まれるものとして、たとえばIAS第39号「金融商品：認識及び測定」およびIFRS第9号「金融商品」などがあります。IASBは、そのようなガイダンスを変更するかどうかについては未対応です。

.35 この差異は（資産または負債の公正価値の測定あるいは開示の方法ではなく）損益の認識に関連したものです。特定の資産および負債の公正価値の測定において発生する重要な差異でもあります。

特定投資の公正価値測定

.36 2009年10月、FASBは、ASU 2009-12「公正価値の測定および開示(トピック820):1株当たりの純資産価値(もしくはその同等物)を計算する特定の事業体に対する投資」を公表し、ASC 820を修正しました。このガイダンスは、報告企業に実務上の便宜を与えており、報告企業が特定の状況においてこのASUの適用対象となる投資の公正価値をNAVで測定することを容認しています。このガイダンスの適用範囲には、ASC 946「金融サービス—投資会社」で規定する投資会社と実質的に類似する企業への投資が含まれます。このガイダンスは、特定のオルタナティブ投資の公正価値を見積るためのNAVの調整が実務上困難であったことから公表されました。

.37 FASBはこのASUにおいてこのガイダンスを維持しました。しかし、IFRSにおいては、現在、投資会社に関する同様の定義またはガイダンスは存在しません。結果として、世界の各地域においてNAVの統一的な定義がないこと、また、計算方法が首尾一貫していないことから、IASBは、現時点ではオルタナティブ投資の測定に関する同様なガイダンスの公表に反対することを決定しました。

特定の開示事項

.38 IFRSは現在、公正価値で測定されレベル3の公正価値ヒエラルキーに分類される金融商品に関して定量的な感応度分析を要求しています。IFRS第7号「金融商品:開示」に基づき、企業は、合理的に考え得る代替的な仮定に対する1つ以上のインプットを変更することによりレベル3の公正価値測定が大幅に変動するかどうか、さらにはそれらの変動による影響を開示しなければなりません。また企業は、合理的に考え得る代替的な仮定の変更による影響の見積方法を開示しなければなりません。この規定は、IFRS第7号からIFRS第13号へ引き継がれています。US GAAPにはこのような規定は含まれておらず、上記のレベル3の公正価値測定にかかる定量的および定性的な開示のみが要求されています。

次のステップ

.39 企業は現在使用している測定技法があれば、新ガイダンスの適用の結果として、どの評価技法を変更しなければならないか、またどのような追加の開示が必要になるかを決定するため、公正価値測定について評価を行う必要があります。

.40 PwCは、近く、特定の適用上の問題をより詳細に説明する補足的なDatalineを公表する予定です。

PwCの見解:

US GAAPの変更の多くは現行のガイダンスを明確化するものですが、その一部(評価の前提、公正価値測定におけるプレミアムとディスカウントの適用および新しい開示要求などの変更点)には現行の実務に重要な影響を与える可能性があります。企業においては、新ガイダンスが自社の財務報告に与える影響について評価を開始することが推奨されます。

質問

.41 当DataLineに関して質問があるPwCのクライアントの方は、担当のエンゲージメント・パートナーまでお問い合わせください。当DataLineに関して質問があるエンゲージメント・チームは、National Professional Services Groupの金融商品チーム(1-973-236-7803)までお問い合わせください。

Datalines address current financial-reporting issues and are prepared by the National Professional Services Group of PwC. This publication has been prepared for general information on matters of interest only, and does not constitute professional advice on facts and circumstances specific to any person or entity. You should not act upon the information contained in this publication without obtaining specific professional advice. No representation or warranty (express or implied) is given as to the accuracy or completeness of the information contained in this publication. The information contained in this material was not intended or written to be used, and cannot be used, for purposes of avoiding penalties or sanctions imposed by any government or other regulatory body. PwC, its members, employees and agents shall not be responsible for any loss sustained by any person or entity who relies on this publication.

© 2011 PwC. All rights reserved. Not for further distribution without the permission of PwC. “PwC” refers to the network of member firms of PricewaterhouseCoopers International Limited (PwCIL), or, as the context requires, individual member firms of the PwC network. Each member firm is a separate legal entity and does not act as agent of PwCIL or any other member firm. PwCIL does not provide any services to clients. PwCIL is not responsible or liable for the acts or omissions of any of its member firms nor can it control the exercise of their professional judgment or bind them in any way. No member firm is responsible or liable for the acts or omissions of any other member firm nor can it control the exercise of another member firm’s professional judgment or bind another member firm or PwCIL in any way.

To access additional content on reporting issues, register for CFOdirect Network (www.cfodirect.pwc.com), PwC’s online resource for financial executives.